

## 地域情報誌等を活用した水素エネルギー普及啓発業務 仕様書

### 1 委託業務名

地域情報誌等を活用した水素エネルギー普及啓発業務

### 2 委託期間

契約締結日から令和3年3月12日（金）まで

### 3 業務の概要

東日本大震災を経験した本県では、平成27年度に策定した「みやぎ水素エネルギー利活用ビジョン」に基づき、災害対応能力の強化や環境負荷の低減及び経済波及効果が期待できる水素エネルギーの利活用推進に向けた取組を積極的に進めてきた。

水素エネルギーに対する理解や認知度の向上に向けては、燃料電池自動車（FCV）体験試乗会等のイベント開催や、パンフレット等の作成・配布を実施しているが、これらの施策は水素エネルギーや環境・エネルギー問題等に一定の興味・関心がある層が訴求対象の中心となっているため、本業務では、幅広く興味・関心の薄い層を訴求対象とした普及啓発を実施するものである。

### 4 委託業務内容

水素エネルギーの認知度及び理解度向上を目的に、以下のことを実施する。

#### (1) 地域情報誌を活用した情報発信

水素エネルギーについて知ることができる記事を作成し、広く県民に対し高い訴求効果が見込める既存の地域情報誌に掲載する。

##### イ 掲載する媒体

(イ) 県内で広く普及・販売されている地域情報誌で、かつ保存性の高い冊子状の形態のものとする。

(ロ) 掲載する誌面は1ページ以上とし、4色カラーとすること。

(ハ) 掲載の時期は令和2年8月から令和3年3月までとし、委託期間内に普及・販売されること。

(ニ) 掲載回数は3回以上とすること。

(ホ) 掲載サイズや回数は企画提案事項とするが、水素エネルギーに興味・関心の薄い層にも記事が読まれるよう、掲載位置や構成を工夫すること。

##### ロ 掲載する内容

水素エネルギーの基礎知識、有用性・安全性、災害対応能力及び環境負荷の低減に関する効果、利活用の現状に関する内容とするとともに、次の内容を含むこと。ただし、記事の全体としては水素エネルギーに特化するものではなく、一般県民が興味を持つよう工夫すること。

(イ) 燃料電池自動車（FCV）に関すること。

(ロ) 燃料電池（FC）バスに関すること。

(ハ) 商用水素ステーションに関すること。

(ニ) FCVカーレンタルに関すること。

- (ホ) 発注者が設置した水素エネルギー発電設備（楽天生命パーク宮城内）に関すること。
- (2) 地域情報WEBサイトを活用した情報発信
- 水素エネルギーについて知ることができる記事を作成し、広く県民に対し高い訴求効果が見込める地域情報WEBサイトに掲載すること。
- イ 掲載する媒体
- (イ) 県民が容易に閲覧可能なもので、幅広い世代への周知が期待できるWEBサイトであること。
- (ロ) 掲載の時期は令和2年8月から令和3年3月までとし、委託期間中は記事を削除しないこと。
- ロ 掲載する内容
- 水素エネルギーの基礎知識、有用性・安全性、災害対応能力及び環境負荷の低減に関する効果、利活用の現状に関する内容とするとともに、次の内容を含むこと。ただし、記事の全体としては水素エネルギーに特化するものではなく、一般県民が興味を持つよう工夫すること。
- (イ) F C Vに関すること。
- (ロ) 燃料電池（F C）バスに関すること。
- (ハ) 商用水素ステーションに関すること。
- (ニ) F C Vカーレンタルに関すること。
- (ホ) 発注者が設置した水素エネルギー発電設備（楽天生命パーク宮城内）に関すること。
- (3) アンケート調査
- イ アンケート調査の実施
- 本業務による県民の認知度を検証するため、地域情報誌やWEBサイト上において水素エネルギーへの関心や理解度等の調査を行う。調査項目、手法及び回数は企画提案事項を基本とするが、調査項目は発注者と協議の上決定すること。
- ロ 調査結果の分析
- アンケート調査終了後、調査結果を取りまとめ、水素エネルギーへの関心や理解度、本事業による効果等を分析し報告すること。
- (4) 包括的事項
- イ (1) 及び(2)の作成にあたっては、企画及び取材、画像ほか必要な資材の手配等の一切を受託者が行うものであること。
- ロ 取材に係る謝金・旅費、画像等使用料、各種資料及び報告書作成費のほか、この業務に係る一切の経費も、この契約金額に含まれるものとする。

## 5 成果品・提出先

受注者は、本業務完了後、当該業務の成果品に基づき業務報告書を作成し、発注者に提出すること。

### (1) 成果品

- イ 業務報告書（アンケート調査及び成果指標に係る報告を含む） 2部
- ロ 地域情報誌（本業務の掲載誌に限る） 各20部

掲載月の翌月10日（閉庁日である場合は翌応当日）までに提出すること。ただし、令和3年3月発行の地域情報誌に掲載する場合、掲載後速やかに提出すること。

ハ 掲載データをCD-R又はDVD-Rに記録したもの 2枚

地域情報誌及びWEBサイトに掲載したデータを、県ホームページで公開することが可能な状態（PDFデータ等）に加工し格納すること。

(2) 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室水素エネルギー推進班

6 打合せ・協議

受注者は各業務実施前に計画書を作成し、発注者と協議するほか、必要に応じて随時打合せを行う。

7 著作権

本業務により撮影した施設や車両等の画像データ及び制作した各デザインデータ等（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属する。また、受注者は、発注者が当該著作物を使用するに当たり、著作者人格権を行使しないものとする。

8 必要な許認可・許諾等

本業務の実施に必要な許認可や取材先への申し込み等の事務手続きについては、全て受注者が行う。

9 その他

(1) 受注者は、本業務により知り得た情報を、本業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏えいしてはならない。業務の一部を再委託する場合には、再委託先から漏えい等が起きないように措置し、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負う。

(2) 本業務にて取り扱う個人情報は、宮城県個人情報保護条例（平成8年度宮城県条例第27号）に基づき適切に取り扱うこと。

(3) 契約締結後速やかに業務に着手し、委託業務の進行状況については、随時発注者に報告すること。

(4) 業務の履行における安全、その他の規律については、関係法令を厳守すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度発注者と協議し、指示を受けること。